

橋本市告示第78号

指定納付受託者の指定について

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者として指定した日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

歳入の種類	期間	担当課	根拠法令
市立小学校体育館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の2の3第1項
市立小学校運動場使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の2の3第1項
市立中学校体育館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の2の3第1項
市立中学校運動場使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の2の3第1項
橋本市学文路スポーツセンター使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の2の3第1項
橋本市伏原体育館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の2の3第1項

歳入の種類	期間	担当課	根拠法令
橋本市勤労者体育センター使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の 2の3第1項
橋本市伏原テニスコート使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の 2の3第1項
橋本市東家体育館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の 2の3第1項
橋本市学文路東体育館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の 2の3第1項
住吉運動公園使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の 2の3第1項
橋本市中央公民館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	中央公民館	地方自治法第231条の 2の3第1項
橋本市文化会館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	中央公民館	地方自治法第231条の 2の3第1項
和歌山県立橋本体育館使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法第231条の 2の3第1項
いきいきルーム運動機器使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	いきいき健康 課	地方自治法第231条の 2の3第1項
レンタサイクル使用料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	シティプロ モーション課	地方自治法第231条の 2の3第1項
戸籍手数料・住民票等交付手数料・印鑑証明 等交付手数料・諸証明交付手数料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民課	地方自治法第231条の 2の3第1項
諸証明(課税用)交付手数料・諸証明(収納用) 交付手数料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	税務課	地方自治法第231条の 2の3第1項

地籍調査成果資料交付手数料	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	農林整備課	地方自治法第231条の 2の3第1項
---------------	---------------------------	-------	-----------------------